

平成 29 年 6 月 13 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 29 年度介護予防市町村支援事業等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防市町村支援事業につきましては、介護保険の地域支援事業の一つとして、地域における高齢者の自立支援に資するよう、リハビリテーション専門職等の広域派遣調整等の事業が実施されているところですが、今般、当該事業の実施要綱が一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

今般の一部改正においては、リハビリテーション専門職等が医療機関等から円滑に派遣されるよう、都道府県医師会等関係団体の協力を得て実施するよう厚生労働省より各都道府県高齢者保健福祉主管部局宛に通知が発出されておりますので、各都道府県行政より貴都道府県医師会への相談等があった際にはご協力いただきたくご高配の程何卒宜しくお願い申し上げます。

また、介護予防に関し、厚生労働省では平成 28 年度より「介護予防活動普及展開事業」を実施しており、当該事業においては、自立支援・介護予防の観点から実施する地域ケア会議について先行して実施している自治体を参考に、その考え方や実践手法を整理し取りまとめた市町村向けの手引きが作成されております。

本手引きでは、地域ケア会議にかかる事例のうち、かかりつけ医がいる事例については、かかりつけ医に予後予測や治療方針を十分に文書等で確認した上で地域ケア会議に臨み、地域ケア会議終了後にかかりつけ医に検討結果を文書等で報告することが重要であることや、地域ケア会議の開催に際して必要となるかかりつけ医の予後予測や治療方針について、文書による情報提供を受ける場合においては地域支援事業交付金の活用が可能である旨が記載されております。また、かかりつけ医のいない事例で、地域ケア会議の検討の結果、医師の判断を要するとされた場合には、医療機関の受診先の希望がない時、受診先について郡市区医

9.6.16

師会の協力を仰ぐことが考えられると記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 29 年度介護予防市町村支援事業に係る実施計画の提出について（依頼）
（平 29. 5. 19 老老発 0519 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長 通知）
- ・介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き Ver. 1 （厚生労働省）



老老発 0519 第1号

平成29年5月19日

各都道府県高齢者保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

(公 印 省 略)

平成29年度介護予防市町村支援事業に係る実施計画の
提出について(依頼)

標記について、「介護予防市町村支援事業実施要綱」に基づき事業を実施する場合は、別紙様式に記載の上、平成29年6月9日(金)までに当職あてご提出願います。

なお、リハビリテーション専門職等の広域派遣調整について計画する際には、リハビリテーション専門職等が医療機関等から円滑に派遣されるよう、介護予防市町村支援事業実施要綱および平成28年12月7日付け事務連絡を参考にし、都道府県医師会等関係団体の協力を得て実施できるよう留意されたい。

事 務 連 絡

平成29年5月19日

各都道府県介護予防事業担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課介護予防係

平成29年度介護予防市町村支援事業に係る実施計画の
提出について（依頼）

平素より介護予防施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり依頼しますので、下記担当者宛にメールにより、6月9日（金）までに提出願います。

本事業の交付要綱（介護保険事業費補助金交付要綱）において、基準額は「厚生労働大臣が認めた額」、対象経費は「報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」としておりますので、支出予定額については、上記対象経費を踏まえ計上願います。

なお、計画の作成にあたっては、介護保険事業支援計画担当にも情報共有いただけると幸いです。

※ 事業実施計画書の提出に当たっては、添付の様式を使用してください。

※ 「2 対象経費支出予定額内訳」について、積算内訳欄には総額のみではなく、開催回数、人数、単価等を記載してください。

※ 各都道府県の所要額の積み上げが予算額を超過した場合には、内示額は申請額から減額となる可能性があります。

【担当者連絡先及び提出先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 老健局 老人保健課

介護予防係 潟永・塩崎

TEL : 03-5253-1111（内線 3946・3947）

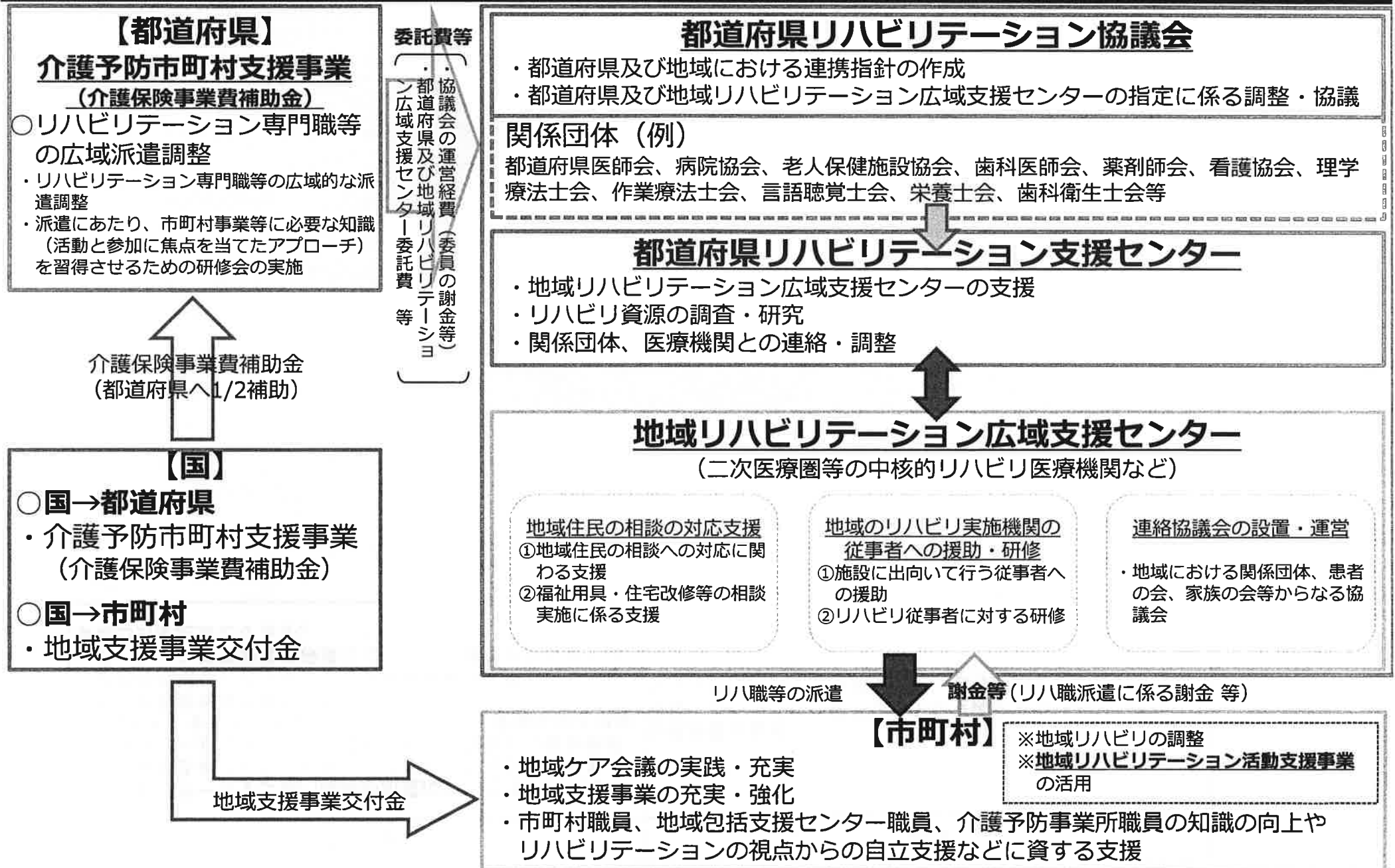
FAX : 03-3595-4010

MAIL : gatanaga-tatsuyuki@mhlw.go.jp

shiozaki-takayuki@mhlw.go.jp

照会内容	回答
リハビリテーション専門職等の派遣については、平成12年度から実施されていた「地域リハビリテーション推進事業」や「地域リハビリテーション推進のための指針」（老老発第0331006号）をもとに地域リハビリテーション支援体制を構築して、市町村支援を実施している。 上記の地域リハビリテーション支援体制を活用したリハビリテーション専門職等の派遣について、介護予防市町村支援事業の対象経費となるか。	対象経費となる。 申請に当たっては介護予防市町村支援事業のリハビリテーション専門職等の広域派遣調整として計画すること。

地域リハビリテーション支援体制のイメージ



老発0218第10号

平成28年2月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

介護予防市町村支援事業実施要綱の一部改正について

介護予防市町村支援事業実施要綱については、「介護予防市町村支援事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331025号厚生労働省老健局長通知)によりこれを通知したところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

介護予防市町村支援事業実施要綱新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
第1 事業の目的 （略） 第2 実施主体 （略） 第3 事業内容 事業内容は、次に掲げる事項とする。 1 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価 2 <u>リハビリテーション専門職等の広域派遣調整</u> 3 <u>介護予防の取組に従事する者に対する技術的支援</u> 4 その他必要と認められる事項 第4 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価 1 趣旨（略） 2 組織 （1）支援委員会の構成 （略） （2）専門部会の設置（略） 3 運営（略） 4 介護予防の取組の評価（略） 5 実施上の留意事項（略）	第1 事業の目的 （略） 第2 実施主体 （略） 第3 事業内容 事業内容は、次に掲げる事項とする。 1 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価 2 <u>介護予防の取組に従事する者に対する研修</u> 3 <u>リハビリテーション専門職等の広域派遣調整</u> 4 その他必要と認められる事項 第4 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価 1 趣旨（略） 2 組織 （1）支援委員会の構成 （略） （2）専門部会の設置（略） 3 運営（略） 4 介護予防の取組の評価（略） 5 実施上の留意事項（略）

第5 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

1 趣旨

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。このため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリテーション専門職等について、職能団体等の協力を得ることにより、広域派遣調整を行う。

2 広域派遣調整の内容

(1) リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整

(2) 派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識を習得させるための事前研修会の開催

3 実施上の留意事項

リハビリテーション専門職等の例としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士などが想定されるが、地域の実情に応じ、自立支援に資する取組を推進する上で市町村単独では確保が困難な専門職について派遣調整を行うものとする。

第5 介護予防従事者研修会の開催

1 趣旨

都道府県は、介護予防の取組に従事する者の資質の向上を図ることを目的に、介護予防従事者研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

2 研修会の区分

研修会の区分は、次のとおりとする。

(1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修

(2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修

3 研修会の内容

都道府県は、年度ごとに研修会の実施計画を策定し、研修会の区分ごとに、次に掲げる内容の研修会を開催する。

(1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修

ア 制度の概要

イ 事業実施計画の策定方法

ウ 事業展開の方法

エ 事業評価の方法

オ 安全管理の方法

カ その他介護予防の取組の実施・管理に資する内容

(2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修

ア 制度の概要

イ 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組

	<u>ウ 安全管理の方法</u> <u>エ 介護予防に関する効果の評価方法</u> <u>4 研修期間及び受講人員</u> <u>研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。</u> <u>5 開催回数</u> <u>開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。</u> <u>6 開催場所</u> <u>研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。</u> <u>7 実施上の留意事項</u> <u>(1) 研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。</u> <u>(2) 市町村職員等の行政担当者に対する研修においては、第4の取組評価の結果を踏まえ、各市町村が実施状況に基づく課題分析や対応策等の企画に取り組めるような内容構成に留意すること。また、市町村等において設置される地域包括支援センターや介護予防サービス提供事業所に対する必要な支援や評価に係る技術的助言等の参考になる内容も含むことが望ましい。</u> <u>(3) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修においては、実施者の資質向上の重要性に鑑み、職種別や資質のレベル別の研修を実施する等、対象者が適切な知識や技術を習得できるよう留意すること。</u> <u>(4) 研修会の実施においては、地域の実情に応じた内容とするため、地域における保健所による実施等を検討すること。</u>
--	--

第6 介護予防の取組に従事する者に対する技術的支援

1 趣旨

都道府県は、介護予防の取組に従事する者の資質の向上を図ることを目的に、介護予防従事者への技術的支援のための研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

2 研修会の区分

研修会の区分は、次のとおりとする。

- （１）市町村職員等の行政担当者に対する研修
- （２）介護予防の取組の実施担当者に対する研修

3 研修会の内容

都道府県は、年度ごとに研修会の実施計画を策定し、研修会の区分ごとに、次に掲げる内容の研修会を開催する。

- （１）市町村職員等の行政担当者に対する研修

ア 制度の概要

イ 事業実施計画の策定方法

ウ 事業展開の方法

エ 事業評価の方法

オ 安全管理の方法

カ 地域ケア会議等における、多職種連携による自立支援に向けた介護予防ケアプランの確認、改善指導の方法

キ その他介護予防の取組の実施・管理に資する内容

- （２）介護予防の取組の実施担当者に対する研修

第6 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

1 趣旨

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。このため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリテーション専門職等について、職能団体等の協力を得ることにより、広域派遣調整を行う。

2 広域派遣調整の内容

（１）リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整

（２）派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識を習得させるための事前研修会の開催

3 実施上の留意事項

リハビリテーション専門職等の例としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士などが想定されるが、地域の実情に応じ、自立支援に資する取組を推進する上で市町村単独では確保が困難な専門職について派遣調整を行うものとする。

ア 制度の概要

イ 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組

ウ 安全管理の方法

エ 介護予防に関する効果の評価方法

4 研修期間及び受講人員

研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。

5 開催回数

開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。

6 開催場所

研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。

7 実施上の留意事項

(1) 研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。

(2) 市町村職員等の行政担当者に対する研修においては、第4の取組評価の結果を踏まえ、各市町村が実施状況に基づく課題分析や対応策等の企画に取り組めるような内容構成に留意すること。また、市町村等において設置される地域包括支援センターや介護予防サービス提供事業所に対する必要な支援や評価に係る技術的助言等の参考になる内容も含むことが望ましい。

(3) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修においては、実施者の資質向上の重要性に鑑み、職種別や資質のレベル別の研修を実施する等、対象者が適切な知識や技術を習得できるよう留意すること。

(4) 研修会の実施においては、地域の実情に応じた内容とするため、地域における保健所による実施等を検討すること。

第7 報告 (略) 第8 経費の負担 (略) 第9 施行期日 (略)	第7 報告 (略) 第8 経費の負担 (略) 第9 施行期日 (略)
---	---

(参考：改正後全文)

介護予防市町村支援事業実施要綱

第1 事業の目的

介護予防の推進にあたっては、高齢者の心身機能を高めることだけを目指すのではなく、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境へのはたらきかけも含めたバランスのとれた取組が重要である。このため、リハビリテーション専門職等を積極的に活用し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

本事業は、市町村が、地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を効率的に実施することができるよう、都道府県が、広域的な観点から様々な市町村支援を実施することを目的とするものである。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第3 事業内容

事業内容は、次に掲げる事項とする。

- 1 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価
- 2 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整
- 3 介護予防の取組に従事する者に対する技術的支援
- 4 その他必要と認められる事項

第4 介護予防市町村支援委員会の設置・運営及び介護予防の取組の評価

1 趣旨

都道府県は、本事業の目的を達成するため、介護予防市町村支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置し、市町村の介護予防の取組の把握、課題の整理、必要な支援の検討を行う。なお、支援委員会は、委員会形式に限定するものではなく、検討会をもって支援委員会とすることができる。

2 組織

(1) 支援委員会の構成

支援委員会は、医療関係団体、市町村、介護保険事業者、住民、保健所長、学識経験者等により構成する。

(2) 専門部会の設置

専門的見地から調査・検討を行うため、支援委員会に、専門部会を設置することもできる。なお、支援委員会及び部会の構成員との重複や合同で開催することを妨げない。

3 運営

支援委員会は、次の事項について調査・検討し、その結果を都道府県に報告するものとする。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防の取組に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防の取組の評価に関すること
- (4) その他介護予防の取組の効果的・効率的な実施に必要な事項に関する
こと

4 介護予防の取組の評価

支援委員会は、市町村における介護予防の取組に関し、次に掲げる事項について評価を実施し、課題を整理する。

都道府県は、市町村における介護予防の取組の評価結果について、市町村に還元するとともに、公表する。

- (1) 実施内容・方法
- (2) 実施体制
- (3) 介護予防の取組の効果
- (4) その他介護予防の取組の効果的実施に資する事項

5 実施上の留意事項

都道府県は、支援委員会における調査・検討の結果を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村における介護予防の取組の評価の実施に当たり、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 都道府県は、市町村における介護予防の取組が効果的かつ効率的に実施されるよう、地域包括ケア「見える化」システムの活用や都道府県統一評価様式の作成や評価内容の公表や市町村への還元を検討するとともに、保健所等と連携を図るなど地域資源を活用しつつ、積極的に評価を行うものとする。
- (2) 都道府県は、事業評価の実施に当たっては市町村や事業者と十分に連絡・調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し、事業評価の趣旨を周

知徹底して積極的な協力を求めるものとする。

- (3) 介護予防の取組の評価に関する国や他の都道府県の取組との連携を十分に図るよう努めるものとする。
- (4) 介護予防の取組に係る評価結果の公表に当たっては、利用者等の個人情報の保護に十分に配慮するものとする。

第5 リハビリテーション専門職等の広域派遣調整

1 趣旨

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。このため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進することを目的に、市町村単独では確保が困難なリハビリテーション専門職等について、職能団体等の協力を得ることにより、広域派遣調整を行う。

2 広域派遣調整の内容

- (1) リハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整
- (2) 派遣にあたり、市町村事業等に必要な知識を習得させるための事前研修会の開催

3 実施上の留意事項

リハビリテーション専門職等の例としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士などが想定されるが、地域の実情に応じ、自立支援に資する取組を推進する上で市町村単独では確保が困難な専門職について派遣調整を行うものとする。

第6 介護予防の取組に従事する者に対する技術的支援

1 趣旨

都道府県は、介護予防の取組に従事する者の資質の向上を図ることを目的に、介護予防従事者への技術的支援のための研修会（以下「研修会」という。）を開催する。

2 研修会の区分

研修会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修
- (2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修

3 研修会の内容

都道府県は、年度ごとに研修会の実施計画を策定し、研修会の区分ごとに、次に掲げる内容の研修会を開催する。

(1) 市町村職員等の行政担当者に対する研修

- ア 制度の概要
- イ 事業実施計画の策定方法
- ウ 事業展開の方法
- エ 事業評価の方法
- オ 安全管理の方法
- カ 地域ケア会議等における、多職種連携による自立支援に向けた介護予防ケアプランの確認、改善指導の方法
- キ その他介護予防の取組の実施・管理に資する内容

(2) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修

- ア 制度の概要
- イ 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組
- ウ 安全管理の方法
- エ 介護予防に関する効果の評価方法

4 研修期間及び受講人員

研修期間及び受講人員は、研修内容を踏まえ、適切に設定すること。

5 開催回数

開催回数は、研修会への参加状況等を踏まえ、適切に設定すること。

6 開催場所

研修内容等を踏まえ、適切な実施が可能な場所とすること。

7 実施上の留意事項

(1) 研修会の実施計画は、支援委員会における検討を踏まえ策定するものとする。

(2) 市町村職員等の行政担当者に対する研修においては、第4の取組評価の結果を踏まえ、各市町村が実施状況に基づく課題分析や対応策等の企画に取り組めるような内容構成に留意すること。また、市町村等において設置される地域包括支援センターや介護予防サービス提供事業所に対する必要な支援や評価に係る技術的助言等の参考になる内容も含むことが望ましい。

- (3) 介護予防の取組の実施担当者に対する研修においては、実施者の資質向上の重要性に鑑み、職種別や資質のレベル別の研修を実施する等、対象者が適切な知識や技術を習得できるよう留意すること。
- (4) 研修会の実施においては、地域の実情に応じた内容とするため、地域における保健所による実施等を検討すること。

第7 報告

都道府県は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第8 経費の負担

都道府県がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第9 施行期日

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。